

再審査の申立てについて（総務局関係）

次のとおり大阪市役所本庁舎の事務スペースからの退去に関する団体交渉に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪市労働組合連合会ほか4名 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	本市が大阪市役所本庁舎の事務スペースからの退去（以下「本件退去」という。）に関して被申立人らと団体交渉をすることを拒否した行為（以下「本件拒否」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む不当労働行為であるとして、被申立人らが、本市に対し、本件退去に関する団体交渉に誠実に応じること及び本件拒否に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成25年9月26日に、本市に対し、本件退去に関する団体交渉に誠実に応じるとともに、今後本件拒否のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人らに速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成25年10月 10 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

大阪市役所本庁舎の事務スペースからの退去に関する団体交渉に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。